



報道機関 各位

記者発表資料

令和3年3月31日（水）

問い合わせ先：環境創造政策課

課長：横山

担当：永堀、横山(典)

電話：829—1325

内線：3116

「第2次さいたま市環境基本計画」を策定しました

さいたま市では、現行の「さいたま市環境基本計画（改訂版）」の計画期間が令和2年度末をもって終了することから、新たな計画となる「第2次さいたま市環境基本計画」を策定しました。

なお、環境政策のさらなる充実と着実な進行管理を実現するため、関連する個別計画を包含し、「第2次さいたま市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」と「さいたま水と生きものプラン」については本計画の別冊として作成しました。

記

1 目的

さいたま市環境基本条例に基づき、市民の健康で安全かつ快適な生活の確保の実現に向けて、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とします。

2 計画の概要

（1）計画期間

令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）まで

（2）計画の基本方針

① SDG s を意識した施策の推進

SDG s の概念に基づき、持続可能な社会を構築する基盤と捉え、地域の社会や経済の向上に繋がるものとして、分野横断的に取り組みます。

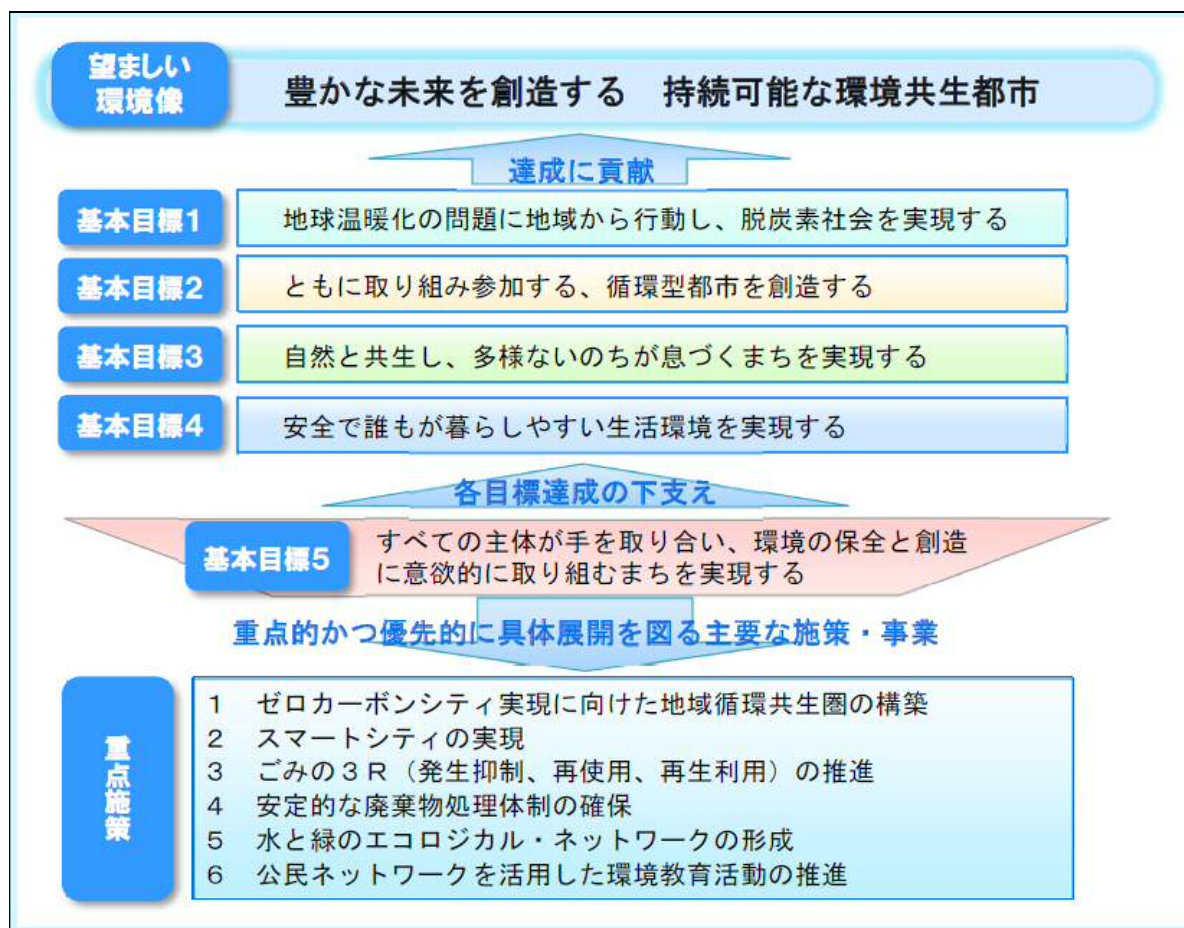
② 多様な主体との連携による施策の推進

市内における連携・協働の輪をさらに広げるとともに、他地域との連携を深め、環境保全の取組の幅を広げていきます。

(3) 望ましい環境像と基本目標

環境政策に関わる国内外の動向等を踏まえ、本市の目指す「望ましい環境像」を着実に実現していくため、4つの環境分野ごとの基本目標と、それらの基本目標を実現するための各分野を横断する共通目標を合わせた5つの基本目標を掲げます。

また、重点的かつ優先的に取り組むべき施策・事業として6つの重点施策を設定します。



(4) 推進主体・体制

市民、事業者、学校、行政がそれぞれの役割を果たすことに加え、各主体が連携・協働して本計画の取組を推進し、パートナーシップによって良好な環境を保全・創造していくことにより、本計画の目標達成を目指します。

3 閲覧

令和3(2021)年3月31日(水)から市のホームページの他、各区役所情報公開コーナー、各図書館で閲覧ができます。

【さいたま市ホームページ】

URL : <https://www.city.saitama.jp/001/009/002/p080294.html>

トップページ >暮らし・手続き >環境保全 >さいたま市の基本方針・条例
>第2次さいたま市環境基本計画